

アンチ・ダンピング手続における 協力関係に関する一考察

—ダンピング防止税額決定に至るプロセスに焦点を当てて—

村 上 悠 平*

- I 序論
- II 「利害関係を有する者」からの情報提供とダンピング防止税額の決定
- III 調査当局による情報の利用
- IV 結論

I 序論

国家は公益¹⁾の実現のための任務を有している。しかし現代において、公益の所在を把握するためのあらゆる資源を国家が排他的に有しているわけではない。これらの資源は社会に広く拡散しており、その保有者との資源の共有を通じて国家は公益を特定し、諸決定を行う²⁾。このような現象を行政法学は「公私協働」³⁾の一形態ととらえ、その過程における法的統制等に関する理論構築にとり組んできた。特に、国家が「社会における行為可能性の分配や財の再分配に関する決定を

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第8巻第3号2009年11月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 「公益」には、その内容が予め確定されているかどうかで、少なくとも2種類のものがあるとされる。常岡教授によると、「第一に、状況によって内容が可変的な『公益』がある。たとえば、新多元主義論は、行政決定の内容は競争集団間の競争的均衡を反映したものであるという。また、市民的共和制論によると、行政機関が後援する討議過程から最終的に生じた結果は、多くの討議参加者から幅広い支持を得た妥協であり、参加者間のある種の均衡であるという。これらの言説は、結果として生じた諸利益の均衡を『公益』と言っているに等しい。諸利益間、諸集団間、多数参加者間の均衡状態は、関連利益、関係集団、参加者の如何によって変わってくる。それゆえ、これらの理論による『公益』は、実体的に内容が特定されているものではなく、望ましい手続の結果実現された状態のことを指す。…第二に、以上とは異なり、その内容が実体的に予め特定できる『公益』がある」。常岡孝好「パブリック・コメント制度と公益決定」『公法研究』64号（2002年）、197～198頁。本稿は第一の意味での公益観によっている。
- 2) これを「ネットワーク」によるガバナンスと呼ぶ論者がいる。G. C. Shaffer, *Defending Interests: Public—Private Partnerships in WTO Litigation* (Brookings Institution Press, 2003).

行い…、あるいは、決定を準備するためにまたは決定までは行わずに、広義の分配に係る情報を収集・加工・提示し、あるいは、決定を実現・執行するといった過程のどこかに、多かれ少なかれ私人ないし私的組織が関与する、という現象⁴⁾は様々な行政分野において見られ、そこにおける「公」と「私」の役割およびそれらの間の関係を明らかにする意義は大きいと思われる。この点、山本教授は、ドイツの環境行政について、「行政決定の直前における参加手続のさらに前の段階に、法的な枠組みが設定されるようになってきている。つまり、行政決定に関係する諸利益を探查して明瞭に表現し、また必要な情報を徐々に収集し整理するプロセスが、行政機関の内部で自己完結的に行われるのではなく、あるいは専ら『インフォーマル』なやり取りによって進行するのではなく、利害関係人ないし公衆に対して、法的に開かれる趨勢にある。のみならず、このプロセスにおいてしばしば、私人が、自分の利益を主張し情報を提供するにとどまらず、諸利益を探查・表現し情報を整理・加工する役割まで担うようになってきている⁵⁾」ことを指摘されている。ここでは、私人による「情報の入力」と「公的決定」をつないでいる、情報の処理・加工過程⁶⁾に私人が大きな影響を持っていることが明らかにされて

- 3) 山田教授は「従来の行政組織以外の力を用いることによって、行政の力のみでは困難となった公的課題の解決をしようという」現象として、一応の「協働」の定義を示されている。そして「協働」との比較対象である「参加」については、「外部の者が自らの利益、あるいは自らの代表する利害を行政活動に反映することを目的として、それに関与することが想定され」、「そこでは、公的課題の解決に当たる主体は、あくまで行政であり、市民等は、これに対して影響力を行使し、あるいは、チェックする存在として理解されてきた」とされている。山田洋「参加と協働」『自治研究』80巻8号（2004年）、28、34頁。
- 4) 山本隆司「公私協働の法構造」碓井光明、小早川光郎、水野忠常、中里実編『公法学の法と政策：金子宏先生古稀祝賀論文集(下)』（有斐閣、2000年）、536頁。山本教授は「公私協働」を「事実的給付における公私協働」、「文化活動のための資源調達に関する公私協働」、「分配決定に関する公私協働」の三類型に分け、「分配決定に関する公私協働」のうち、「私人ないし私的組織が、自らの利益以外の利益に関する情報を（も）、国の単なる一情報源としての役割を超えて加工することを、国によって法律上または事実上任されている場合」に限定して分析をされている。
- 5) 同上、542頁。
- 6) 角松教授は、この過程について、「どのようなコミュニケーションの場として構想し、どのように制度設計するかという、決定手続の設計とは異なる問題」が存在することを指摘している。角松生史「手続き過程の公開と参加」磯部力、小早川光郎、芝池義一編『行政法の新構想Ⅱ：行政作用・行政手続・行政情報法』（有斐閣、2008年）、300頁。

いる。

それでは、各国のアンチ・ダンピング手続（以下、AD手続または単に手続と呼ぶ）においては、私人による「情報の入力」からダンピング防止税額の決定までのプロセスにおいて、「公」と「私」との間にどのような関係が生じているだろうか。現在多くの国家が、他国のダンピングについて国内生産者の申請に基づいて調査を開始し、利害関係者に関連情報を提供する機会を与え、その検証を通じて政府がダンピング防止税の賦課に関して最終的決定を行なうという手続を国内法令上規定している⁷⁾。これらがWTOの加盟国である場合、このプロセスはアンチ・ダンピング協定（以下、AD協定と呼ぶ）によって規律されることとなるが、AD協定上、そのようなプロセスにおいて、最終的決定との関係で私人に何らかの役割が期待されているだろうか。これが本稿における主たる問題意識である。

ダンピングとは、「ある国の産品をその正常の価格より低い価格で他国の商業へ導入する」ことである⁸⁾。「正常の価格」とは、問題となっている輸入産品と同種の産品が、輸出国内で販売される価格、これが存在しない場合には、問題となっている輸入産品と同種の産品が第三国に輸出される価格、または問題となっている輸入産品の生産に要する費用に管理費、販売経費、一般的な経費および利潤としての妥当な額を加えたものをいう⁹⁾。そしてダンピングされた産品があるWTO加盟国に輸入された結果、損害要件が満たされる場合、すなわち①輸入国の国内産業に実質的な損害が発生したとき、②輸入国の国内産業に実質的な損害が発生するおそれがあるとき、または③輸入国の国内産業の確立が実質的に遅らせられるとき¹⁰⁾に、輸入国当局はその産品に対してダンピング防止税を課すことができ

7) 我が国では、2008年8月より「関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会」の下に「特殊関税制度に関するワーキンググループ」が設置され、特殊関税制度・手続の改正について検討が重ねられてきた。ここにおける議論を受け、特殊関税制度・手続について調査の迅速化や手続の透明性の向上等の措置を講ずることが必要であるという主旨の関税・外国為替等審議会答申が示された。本答申を受け、AD手続に関するものも含む関連政令およびガイドラインが改正され、2009年4月1日より施行された。改正政令およびガイドライン等の全文については、<http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka210401a.htm>を参照。

8) GATT第6条、AD協定第2.1条。

9) AD協定第2.2条。

る。AD協定はこのようなダンピング防止税賦課のための実体的要件と手続的要件を詳細に規定しているが、条約の趣旨目的に関しては何ら述べていない¹¹⁾。アンチ・ダンピング行政における公益が国内産業やそこにおける雇用の保護にあるのか、健全な競争環境を消費者に保障することにあるのか、あるいはその他の点にあるのかを判断する手がかりも同協定中には存在しない¹²⁾。このような制度の下で、輸入国当局が最終的な課税決定に至るプロセスにおいて、AD協定上、私人には公益の特定のために何らかの役割が与えられているだろうか。また、そうであるとして、これまで行政法学において「協働のリスク¹³⁾」と呼ばれてきた間

10) 同上、第3.1条。

11) ダンピング防止税の正当化根拠として有力に主張されてきたのは、競争条件平準化説、緩衝的制度説と競争政策説である。競争条件平準化説は、国際価格差別であるダンピングは、本国市場の保護という人為的に有利な競争条件に基づいており「不公正」だととして、それに対抗する機能をダンピング防止税に認める立場である。緩衝的制度説は、各国間での経済構造の相違に起因して発生するとされるダンピングの影響を緩衝する役割がダンピング防止税にあるとする。競争政策説は、ダンピング防止税による過度の介入は、衰退産業を延命させる保護主義に過ぎないとし、略奪的価格設定に対抗する限りでダンピング防止税の意義を認める。これらの考え方の間の対立はウルグアイ・ラウンド交渉でも解決されず、結局AD協定前文には「加盟国はここに次のように協定する」という一文が存在するだけとなった。阿部克則「WTO体制におけるダンピング防止税の位置—グローバル化と国際経済秩序の関係の視点から—」『世界経済法年報』24号(2005年)、54～58頁。

12) 「特殊関税制度に関するワーキンググループ報告」をめぐる議論の中では、日本におけるAD制度を「使い勝手の良い」ものにするべきであるという産業界からの要請があった一方で、政府当局・学者はそれが「国民経済全体としてバランスのとれた」ものとなるべきことを強調した。小寺教授はこの点で、以下のように述べられている。「…AD措置を実際に発動しようとする利関係は国際交渉よりも複雑だと思います。つまり、国際的な場面では、発動側と被発動側と分かれて見えますが、国内の局面でみると割増関税がかかって輸入される、場合によると輸入がとまるということは、利用者、さらには消費者が不利益を蒙ります。本来の値段よりも高い値段で買わなければならないという問題が出てくるわけで、発動側対被発動側という観点だけでこの問題を考えるのは十分でないのです。結局、国民全体という視点が必要だろうと思いますし、それが『産業保護の必要性』という形で法文に化体されているのだらうと認識しています。その点では、貿易救済措置に慎重であるという政策は十分評価できるわけです。つまり、最終的にだめになっていく企業を、あえて救う必要があるのかという問題もあるわけです」。座談会「特殊関税制度の改革とその意義—『特殊関税制度に関するワーキンググループ報告』をめぐる—」『国際商事法務』37巻2号(2009年)、146頁。「特殊関税に関するワーキンググループ報告」の全文については、<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kana201202/kana201202f.pdf>を参照。

題に対してAD協定上の手当てが存在するだろうか。本稿では、これらについて、主として私人から提供された情報の利用に関するAD協定上の規律をみることによって検討する。本稿での検討を通じて、私人はAD手続において自らの利益を防禦する単なる参加者としての資格だけでなく、公益の実現に向けて輸入国当局および他の利害関係者と「協力」する主体として立ち現われてきていることを明らかにしたいと考えている。

II 「利害関係を有する者」からの情報提供とダンピング防止税額の決定

以下では主として、調査開始の公告の後、「利害関係を有する者（以下、利害関係者と呼ぶ）」と調査当局の間での接触が始まる情報提供の局面における両者の権利義務関係と、課税額決定の局面における情報の考慮のされ方について検討する。その前提として、AD協定上、どのような類型の主体が手続における協力者となりうるか、つまり、利害関係者の範囲の問題に触れる。

1 「利害関係を有する者」の範囲

AD協定第6.11条は手続における利害関係者として、調査対象製品の輸出者、外国の生産者、輸入者、またはそれらが過半数の構成員となっている団体、輸出加盟国の政府、および輸入加盟国における同種の製品の生産者、またはそれらが過半数の構成員となっている団体を列挙している。利害関係者として認められる個人または団体、および輸出国政府は、次節以降で検討するAD協定上の手続的権利を包括的に享受する。

公益実現の潜在的な担い手として、調査対象製品の利用者または消費者に手続

-
- 13) 山田教授は「協働の相手方が社会的な力を持った主体である以上、協働の名の下に、そうした力に行政が支配され、その道具として利用されることは、当然に危惧される場所である。この結果として生ずるのは、公的課題の解決ではなく、相手方の私的な利益の不当な拡大である」として、「協働のリスク」の一側面に懸念を表明されている。山田、前掲(注3)、35頁。山本教授も、「公私協働の最大の問題点は、社会における力関係の不均衡が是正されずに特殊利益に偏した社会関係の形成が進行し、最悪の場合、協働(Kooperation)が国と特殊利益との癒着(Korruption)に墮する危険性がある」こととして、同様の懸念を表明しておられる。山本、前掲(注4)、563頁。

上いかなる地位を与えるかは、ウルグアイ・ラウンド交渉における一議題となった。この点に関して、まず、最終的な協定にダンピング防止税の賦課に関する実体的な公益要件¹⁴⁾を含めるべきかが問題となったことを指摘したい。北欧諸国は交渉において、手続における調査の開始、暫定課税または確定課税の決定、および課税額の決定のそれぞれの局面において公益が考慮されることを確保しようとした。そしてそれらは、「公益に関する考慮は、競争状況、申請の対象である製品の消費者並びに工業的利用者の利益、及びその他の関連する経済状況に関して行なわれるべきである¹⁵⁾」とする条文案を示した。しかし、実体的な公益要件を条文中に含めることによって手続が「政治化」し、客観的な事実の分析が妨げられると主張するアメリカを含めたいくつかの国々の反対のために、このような案は採用されなかった¹⁶⁾。

実体的な公益要件規定に関する交渉が暗礁に乗り上げたのと同時に、利用者および消費者団体の手続的権利に関する議論が進められていった¹⁷⁾。その結果、明示的に列挙された利害関係者の手続的権利に比して限定的ではあるが、AD協定第6.12条において、利用者と代表的消費者団体¹⁸⁾に、ダンピング、損害¹⁹⁾、お

14) ECは伝統的に独自の実体的な「共同体の利益」要件を發展させてきており、これは現行のダンピング防止税基本規則第7条1項、第9条4項、および第21条1項にみられる。これらによると、共同体機関は暫定的・確定的課税の際に、ダンピング、損害およびそれらの間の因果関係が存在するときでも、「共同体の利益」が介入を要求することを認定しなくてはならない。Council Regulation (EC) No 384/96 of 22 December 1995 on protection against dumped imports from countries not members of the European Community, 1996 OJ (L56), Art. 7 (1), Art. 9 (4), and Art. 21 (4). また、基本規則上は明確には規定されていないが、欧州第一審裁判所の判断によると、再審査の結果、課税期間の延長が必要と判断される場合にも、「共同体の利益」が考慮されなくてはならない。Case T-132/01, *Euroalliances v. Commission* [2003] ECR II-2359, para. 42.

15) *Drafting Proposals of the Nordic Countries Regarding Amendments of the Anti-dumping Code* (GATT Doc. No. MTN.GNG/NG8/W/76, 1990), p. 5.

16) P. I. A., Moen, *Public Interest Issues in International and Domestic Anti-dumping Law: the WTO, European Communities and Canada* (Graduate Institute of International Studies, Geneva, 1998), p. 45. しかし、最終的に採択されたAD協定第9.1条は、ダンピング防止税賦課のための条件が満たされた場合にも、実際にそれを賦課するかどうかの決定は加盟国に委ねられるとしており、加盟国による独自の実体的公益要件發展の余地を残している。

17) M. Koulen, "The New Anti-dumping Code Through its Negotiating History", in J. Bourgeois et al. (eds.), *The Uruguay Round Results: A European Lawyer's Perspective* (European University Press, 1995), p. 202.

よび因果関係について情報を提供する権利が認められるに至った。さらに、加盟国は同条に列挙される以外の者を利害関係者に含めることができないわけではない²⁰⁾とされた結果、調査対象産品の利用者および消費者団体が利害関係者として手続に参加する可能性はAD協定上排除されてはいないと言える。

2 「利害関係を有する者」による情報の提供

輸入国の調査当局が国内生産者から提出された申請書に調査を開始するのに十分な証拠が含まれていると判断する場合、調査開始の公告が出される²¹⁾とともに、すべての利害関係者に質問状が送られる。この中で調査当局は質問状の名宛人から必要とされる情報を特定する。そして質問状の名宛人となった利害関係者には、これに応答して情報を提供するための十分な機会が与えられる²²⁾。さらに、「知られている (known)」輸出者と輸出加盟国の当局は、調査が開始された後直ちに、申請書の全文の提供を受けることとされている²³⁾。このことによって、輸出者は申請者である生産者から自己に向けられている主張を知ることができ、ひいては、調査当局からの質問状への有意味な応答が可能となる²⁴⁾。

手続における調査とは、主として、調査当局が利害関係者から提供された情報に基づき最終的な決定を行うために、これら情報の正確性を検証するプロセスである²⁵⁾。ここにおいては利害関係者の同意の下で、また、調査が他の加盟国の領

-
- 18) ただし、代表的消費者団体が情報を提供できるのは、調査対象産品が広く小売り段階で販売されている場合に限られる。AD協定第6.12条。
- 19) ここに言う「損害」には、ダンピング防止税の賦課によって利用者または消費者に生じる悪影響は含まれない。これは、ダンピングによる国内産業に対する実質的な損害もしくは実質的な損害のおそれ、または国内産業の確立の実質的な遅延のことを指している。AD協定第3条を参照。
- 20) AD協定第6.11条によると、「…加盟国は上のリストに言及されている国内又は外国の関係者以外のものを利害関係を有する者に含めることを妨げられない」。
- 21) AD協定第12.1条。
- 22) 同上、第6.1条。質問状の中で、輸出者は一般に、「正常な価格」の確定に必要な情報を要求される。輸出者には最低30日の応答期間が保障されている。輸入者と国内生産者には、一般に、輸出価格および国内産業の状態に関する情報が要求される（ただし、これらに限られるわけではない）。P. C. Mavroidis, P. A. Messerlin, and J. M. Wauters, *The Law and Economics of Contingent Protection in the WTO* (Edward Elgar, 2008), p. 166-167.
- 23) AD協定第6.1.3条。
- 24) P. C. Mavroidis, P. A. Messerlin, and J. M. Wauters, *supra* note 22, p. 167.

域で行われる場合にはその加盟国の政府の反対が存在しないことを条件として、調査当局は現地調査を行うこともできる²⁶⁾。他方で、利害関係者である私人には、調査当局の権限行使から自らの利益を保護するために、いくつかの防禦権が認められている。利害関係者の防禦権はAD協定第6.2条によって一般的に保障されている²⁷⁾が、具体的には、利害関係者には他の利害関係者が提供した情報への迅速なアクセス²⁸⁾、他の対立する利害関係者と協議をする機会²⁹⁾、口頭での情報提供の機会³⁰⁾、調査当局が調査のために使用する情報へのアクセス³¹⁾が認められる。

手続においては、原則として、ある利害関係者に関する決定は当人が提供する情報を考慮してなされるので、利害関係者にとって情報の提供は、第一に、手続に参加し、自己の利益を防禦するために非常に重要である。後に述べるように、調査当局が必要とみなす情報を提供しない利害関係者に関する決定は、他者の提供する情報に基づいてなされる³²⁾。

このこととの関係でAD協定の解釈上問題となるのは、調査当局が質問状の送付というかたちで情報を要求すべき利害関係者の範囲である。第6.1条は、調査における「すべての」利害関係者が調査当局の要求する情報について通知されなくてはならないことを規定しているが、ここにいう「すべての」利害関係者には調査当局に「知られている」者だけではなく、知られてはいなかったが「知られるべきであった」者も含まれるかが問題となる。

この問題を検討した *Mexico—Definitive Anti-Dumping Measures on Beef and Rice* 事件³³⁾におけるパネルは、まず、手続を通じて調査当局の側に要求される「積極的

25) AD協定第6.6条。

26) *Guatemala—Cement II* 事件におけるパネルは、調査当局は現地調査の前に提供された情報だけでなく、その過程で提供された情報も検証できると判断した。Panel Report, *Guatemala—Definitive Anti-Dumping Measures on Grey Portland Cement from Mexico* (WT/DS156/R, 2000), para. 8.203.

27) AD協定第6.2条。「アンチ・ダンピング調査を通して、すべての利害関係者は自らの利益の防御のための完全な機会を有する…」。

28) 同上、第6.1.2条。

29) 同上、第6.2条。

30) 同上。

31) 同上、第6.4条。

32) 同上、第6.8条。

な役割」をAD協定第1条の「調査」の語義から導き出した³⁴⁾。そしてパネルは、第6.1条の通知義務の履行に関しても、調査当局は利害関係者の特定にあたり「完全に消極的 (entirely passive)」であってはならないと述べ、調査当局は「合理的に知ることができる (can reasonably obtain knowledge)」利害関係者に通知をなさなくてはならないと判断した³⁵⁾。最終的にパネルは、本件における事実³⁶⁾に照らし、被告であるメキシコのAD協定第6.1条違反を認定した。

以上のように、パネルは利害関係者の特定に関して調査当局に一定の努力義務を課したが、上級委員会はパネルの判断のこの部分を覆した。上級委員会は、申請書の全文を「知られている」輸出者と輸出加盟国当局に提供するよう要求するAD協定第6.1.3条³⁷⁾に照らして同第6.1条の通知要件を解釈するべきであると述べる³⁸⁾。そしてそれは、「第6.1.3条の中で『知られている』輸出者に明確に言

33) 原告のアメリカは事実として、「(メキシコの調査当局は) 単に申請書に言及されていた2社の輸出者に質問状を送付し、それらと自発的に現れた他の2社を調査しただけだった…。(メキシコの調査当局は) メキシコへの当該製品の輸出者が2社しかないことを示す申請書を表示通りに受け入れたが、申請書それ自体は第3の輸出者に関するデータを含んでいた。…アメリカからのすべての輸出者を特定するためには、メキシコの税関が輸入者から収集した『関税報告 (pedimentos)』を参照すれば十分であった」ことを指摘した。そして「調査当局は単に調査開始の公告をするだけで、生産者または輸出者に姿を明かす負担を課すことは出来ない」として、アメリカはメキシコのAD協定第6.1条違反を主張した。Panel Report, *Mexico—Definitive Anti-Dumping Measures on Beef and Rice* (WT/DS295/R, 2005), paras. 7.170, 7.171, 7.173.

34) パネルによると、「『調査する (investigate)』という用語は、『探求するまたは取調べる (to search or inquire into)』、『物事を体系的にまたは詳細に検討する (examine a matter systematically or in detail)』、『(公式の) 取調べをする (make an (official) inquiry into)』ことを意味するのであり、『調査者 (investigator)』が『探求者 (researcher)』と定義されるのも驚くべきことではない。また、パネルはUS—Wheat Gluten事件における上級委員会の判断も参照している。この判断によると、「この単語 (investigate) は…、権限ある当局の適切な程度の積極性を示唆している。なぜなら、取調べや探求 (条約の用語を用いると『調査』) を担当する当局は、積極的に関連情報を求めなくてはならないからである」。Ibid., para. 7.185.

35) Ibid., para. 7.192.

36) 本件に関する事実の中では特に、国内生産者からの申請書の中に、メキシコの調査当局が輸出者とみなした2社以外の輸出者の名称が含まれていたこと、メキシコは税関当局から「関税報告」を入手することが不可能だったと主張しているわけではないこと (40日という遅延をもたらしたであろうと述べているだけであること)、また、アメリカの輸出者に関する情報はアメリカの米産業に関する情報誌などからも入手可能であったこと等がパネルによって重視された。Ibid., paras. 7.197-7.199.

及されていることは、第6.1条の下で要求される情報について通知される輸出者とは、調査当局に『知られている』輸出者であるという見解を支持する³⁹⁾』と判断した。上級委員会の判断によると、調査当局は「実際に知っていた (had actual knowledge)」輸出者に必要な情報について通知すれば足り、調査当局に過度の負担となりうる輸出者の特定義務は第6.1条から導かれない⁴⁰⁾。手続に過度の遅延をもたらさずに、合理的に利害関係者を特定できた本件において、特定のための努力を全く行わなかった調査当局の行為を合法とした上級委員会の判断は、後に見るように、手続における調査当局と利害関係者との間の協力関係を重視してきたそれまでの自らの態度とどれほど整合的であるか疑問に感じる。

3 ダumping防止税額の決定の方法

ダumping防止税額は、AD協定第2条の規定に基づいて定められるダumpingの価格差（「正常の価格」と輸出価格との差）を超えない範囲で決定される⁴¹⁾。また、ダumpingの価格差に相当する額よりも少ない額のダumping防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダumping防止税の額は、その少ない額であることが「望ましい」とされる⁴²⁾。

AD協定第9.5条の「産品が輸入加盟国においてダumping防止税の対象となる場合…（下線は筆者による）」という規定振りから分かるように、ダumping防止税の対象は「輸入産品」である。したがって例えば、輸入加盟国当局がある産品についてダumping防止税の賦課を決定する場合、調査期間中に輸出を行わ

37) 特に関連するのは以下の部分である。「当局は、調査が開始された場合には、第5.1条に規定する申請書の全文を知られている輸出者及び輸出加盟国の当局に速やかに提供するものとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする（下線は筆者による）」。

38) Appellate Body Report, *Mexico—Anti-Dumping Measures on Beef and Rice* (WT/DS295/AB/R, 2005), para. 249.

39) 「知られている」輸出者には、申立書に言及された者、AD協定第21.1条で要求される公告の後に調査当局に対して自らを明らかにした者、他の方法で公告の後に調査当局に認知された者が含まれるとされている。 *Ibid.*, para. 250.

40) *Ibid.*, para. 251.

41) AD協定第9.3条。

42) 同上、第9.1条。

なかった輸出者 (New Shipper) の当該産品に対しても原則として課税される。このような場合、個々の輸出者の産品に対するダンピング防止税額がいかに決定されるかが特に問題となる。一般に、輸出者にとっては、他者の提供する情報に基づいて算定されるダンピングの価格差によって一律に課税されるよりも、自己の提供する情報に基づいて算定されるダンピングの価格差によって個別に課税されるほうが有利であると言えるだろう。

AD協定第6.10条によると、調査当局は原則として、個々の「知られている」輸出者について、調査の対象となる産品のダンピングの価格差を個別に決定しなくてはならない。ただし、例外的に、関係する輸出者、生産者、輸入者または産品の種類がその決定を行うのに実行可能でないほど多い場合には、調査当局はその検討の対象を統計的に妥当な数のサンプルに限定するか、または関係国からの輸出の量のうち合理的に調査ができる範囲で最大の量に制限することができる (サンプリング)。このような場合にも、サンプルとして抽出されなかった輸出者が必要な情報を調査当局に提供する場合には、これらの産品について個別にダンピングの価格差が算定されなくてはならない⁴³⁾。サンプルに含まれる輸出者またはサンプルに含まれないが必要な情報を提供した輸出者の産品に関しては、個別に算定されるダンピングの価格差を超えない範囲で課税額が決定される。他方、サンプルに含まれず、調査当局に対して検証のために必要な情報も提供しなかった輸出者の産品に対しては、原則として、サンプルに含まれる輸出者について加重平均によって算定されたダンピングの価格差を超えない範囲で課税額が決定される⁴⁴⁾。

上に述べたサンプリングは、すべての輸出者が調査当局によって「知られている」という前提で行われる。それでは、調査中に「知られていなかった」輸出者、例えば、調査対象期間中に輸出を行わなかったNew Shipper、または調査中に情報を提供する等の方法で参加をしなかった輸出者がいる場合、それらの産品に対する課税額はいかに決定されるだろうか。

New Shipperの産品に対するダンピングの価格差の算定に関しては、AD協定

43) 同上、第6.10.2条。

44) 同上、第9.4条。

第9.5条が規定している。これによると、New Shipperは、すでにダンピング防止税の対象となっている製品の他の輸出者と関係を有していないことを証明することによって⁴⁵⁾、通常より迅速な手続によって、個別にダンピングの価格差の算定を受けることができる。迅速な手続の間、New Shipperの輸入品に対して課税はなされないが、それに関してダンピングの価格差が算定された場合、調査当局はこの手続の開始時に遡って課税することができる⁴⁶⁾。

それでは、New Shipperに関する迅速な手続の開始までの間の課税額は何によって決定されるだろうか⁴⁷⁾。この問題に明確な回答を与える規定はAD協定中に存在しない。また、当初の調査中に情報を要求されず、手続に参加をしなかった「知られていなかった」輸出者の課税額の決定に関する規定もAD協定中には存在しない。調査当局は手続における他の利害関係者が提供した情報に基づいて算定されたダンピングの価格差によって決定されるダンピング防止税額を一律にこれらの輸出者に課すことができるであろうか⁴⁸⁾。利害関係者によって提供された情報の調査当局による利用に関するAD協定上の規律については次章で検討す

45) この証明が要求されるのは、すでに課税対象となっている製品の輸出者が、「新しい」会社を通じて輸出を行うことによって、迅速な手続を通じて従前より低いダンピングの価格差を享受するという事態を避けるためであると言われている。P. C. Mavroidis, P. A. Messerlin, and J. M. Wauters, *supra* note 22, p. 217.

46) AD協定第9.5条。

47) New Shipperは、調査対象期間中は輸出を行っていないという点で、ダンピングを行っていないということが推定されそうである。しかし、New Shipperからの要求および証明に応じて、迅速な手続で個別的ダンピングの価格差が算定されるということは、この手続が開始される前にすでに、他者が提供した情報によって算定されたダンピングの価格差に基づいて一律に課税されているということを前提としているとも考えられる。

48) ECは次のような課税額決定方法を採用している。仮に、ある産品をEC市場に輸出する輸出企業の内、欧州委員会がサンプリングによって抽出したA、B、Cの企業についてそれぞれ10パーセント、20パーセント、30パーセントのダンピングの価格差が算定されたとする。このとき、通常、Aの産品は10パーセント、Bの産品は20パーセント、Cの産品は30パーセント、サンプルに含まれなかったが委員会に「知られていた」企業Dの産品は20パーセント（加重平均による）の税率で課税される。そして、調査対象期間中に輸出を行っていないNew Shipperである企業Eおよび調査中に「知られていなかった」企業Fの産品はそれぞれ30パーセントの税率で課税される。このようなECの慣行のAD協定適合性は未だWTO紛争解決手続において争われていない。P. C. Mavroidis, P. A. Messerlin, and J. M. Wauters, *supra* note 22, p. 224.

る。

課税の公告に関する要件はAD協定第12条に規定されている。これによると、暫定課税の際には、特に、ダンピングの価格差およびその算定について特定の方法を採用した理由が公告において説明されなくてはならないとされている⁴⁹⁾。さらに、確定課税の際には、これに加え、輸出者および輸入者からなされた主張が採用されたまたは拒否された理由が公告において示されなくてはならないとされている⁵⁰⁾。

Ⅲ 調査当局による情報の利用

AD手続におけるある利害関係者に関する決定は、その利害関係者が提供する情報を考慮してなされるのが原則である⁵¹⁾。しかし、要求された必要な情報を適切に提供しない利害関係者がいる場合にも調査当局がこの原則に従わなくてはならないのであれば、妥当な決定を行うことができない、または手続の遅延が生じる可能性がある。このような場合に、AD協定は他者が提供する事実を含めた「知ることができた事実 (Facts Available) (以下、FAと呼ぶ)」を利用して調査当局が決定を行う可能性を認めている。FAを利用するとは、ある利害関係者から何らかの情報が提供された場合に、それらを見捨て、それらを他の情報源から獲得された情報に置き換えることを意味する⁵²⁾。調査当局がFAを利用しようとする際には、大きく分けて2つの問題が生じる。第一に、調査当局がいかなる条件の下でFAを利用できるか、第二に、FAは、状況に応じて、国内生産者から提

49) AD協定第12.2.1条。

50) 同上、第12.2.2条。

51) 原則として、つまり本章で検討する「知ることができた事実」の利用のためのAD協定第6.8条に規定される条件が満たされ、かつ調査当局がAD協定第二付属書に規定される義務を順守している場合以外には、「調査当局は（情報の要求に応じて利害関係者によって提供された）情報を無視することができず、また、決定を行うために他の情報源からの情報を利用することもできない」。Panel Report, *European Communities—Anti-Dumping Measure on Farmed Salmon from Norway* (WT/DS337/R, 2007), para. 7.347.

52) ドーハ・ラウンド交渉においては、FAが利用される場合にも、利害関係者から提供されたすべての情報にそれを置き換えるのではなく、不足している、または拒否された情報に置き換えるのに必要な限りで、利用されるべきことが提案されている。TN/RL/GEN/64 (2005).

出された申請書に含まれる情報、消費者からの情報、権威のある情報誌に含まれる情報等でありうるが、調査当局はFAを利用する場合、これらの情報のうちいかなるものに照らして決定を行うことができるか、という問題である。以下で、第一の問題から検討していく。

1 「知ることができた事実」の利用のための条件

調査当局がFAを利用できる場合として、AD協定第6.8条は利害関係者が①妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず、もしくはこれを提供しない場合、または②調査を著しく妨げる場合をあげる。そして、「第6.8条に規定する入手可能な最善の情報」という題のAD協定第二付属書は、これらのいずれの場合においても調査当局が遵守しなくてはならない義務を規定している。以下では、AD協定第6.8条の規定内容についてみた後に、AD協定第二付属書の規定内容をみる。

(1) AD協定第6.8条の下での条件

AD協定第6.8条によると、第一に、利害関係者が「妥当な (reasonable) 期間」内に「必要な」情報の入手を許さず、もしくはこれを提供しない場合、調査当局はその利害関係者に対してFAを利用して決定をなしうる。

これまでの紛争事例から明らかなのは、ここにいう「妥当な期間」とは調査当局が一方的に決定する期限のような硬直的な概念ではないということである。このこととの関係では、米国商務省によって一方的に要求された期限までに情報を提供しなかった日本の会社 (NSC) に対してFAが適用されたことの適法性が争われたUS—Hot-Rolled Steel事件のパネル・上級委員会判断が参考となる。本件の事実関係からは、NSCは商務省によって設定された期限は遵守しなかったものの、情報の検証過程が開始される前に、十分な時間的余裕をもって情報を提供していたことが分かる。

本件パネルによると、重要なのは一方的期限の順守ではなく、NSCの行為によって「プロセス」が阻害されたかどうかである。パネルは、「情報が検証およびNSCのダンピング・マージン算定に十分間に合うように提供された」事実を重視し、NSCは「妥当な期間」内に情報を提供しなかったとは言えないこと、したがって米国商務省はNSCに関する決定のためにFAを利用したことで、AD

協定第6.8条に違反したと結論した⁵³⁾。上級委員会は以上のようなパネルの結論を支持した上で、「妥当な期間」に関する一般的な判断基準を示した。上級委員会は「妥当性」という概念から「柔軟性」および「均衡」という要素を導き出し、情報が「妥当な期間」内に提供されたかどうか判断するにあたって、調査当局は①提供された情報の質および量、②調査対象者である輸出者が情報を獲得する際に経験する困難、③情報の検証可能性および調査当局が決定を行うにあたってのその扱いやすさ、④提供された情報を利用することによって他の利害関係者の利益が害されるかどうか、⑤情報の受容によって調査当局が迅速に調査を行うことが妨げられるか、⑥調査対象者である輸出者による遅延の程度、を考慮しなくてはならないとした⁵⁴⁾。以上からはパネルと同様、「プロセス」を重視する上級委員会の姿勢がうかがえる。また、情報の利用またはその拒否を、情報提供者である利害関係者および調査当局の利益だけではなく、他の利害関係者の利益をも考慮した上で決定しなくてはならないとされた点が特に注目される。このことから、上級委員会はこの「プロセス」を調査当局と情報提供者との間の単なる二面的関係とは捉えていないと思われる。

それでは、利害関係者が「妥当な期間」内にどのような情報を提供しないことが調査当局によるFAの利用を可能にするのだろうか。AD協定第6.8条はこれを「必要な」情報とするが、同条項は情報の「必要性」をいかに判断するかを規定していない。この点に関して明らかなのは、調査当局がある情報を要求しないならば、その情報は「必要な」情報ではなかったとみなされるということである。それでは、調査当局がある情報を利害関係者に一方的に要求した場合、その情報は常に、それが提供されない場合にFAの利用を可能にするという意味で、「必

53) Panel Report, *US—Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan* (WT/DS184/R, 2001), para. 7.57.

54) Appellate Body Report, *US—Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan* (WT/DS184/AB/R, 2001), paras. 84-86. 後に、この基準を適用した *Korea—Certain Paper* 事件におけるパネルは、調査対象者であるインドネシアの輸出会社が情報を検証過程の後に提供したという事実を重視し、調査を迅速に行う調査当局の利益および情報提供の遅延に対する考慮より、韓国の調査当局が当該情報を考慮せずFAを利用したことはAD協定第6.8条違反ではないと判断した。Panel Report, *Korea—Anti-Dumping Measures on Imports of Certain Paper from Indonesia* (WT/DS312/R, 2005), paras. 7.52, 7.54.

要な」情報であるとみなすことができるだろうか。

*Egypt—Steel Rebar*事件におけるパネルは、AD協定第二付属書の第1項が調査当局に利害関係者から要求される情報を特定する義務を課していることより、どのような情報が自らの調査の遂行のために必要であるかの決定は、調査当局の裁量に委ねられているとする⁵⁵⁾。このような判断によると、調査当局の要求する情報は常に「必要な」情報とみなされ、これが利害関係者によって提供されない場合には、その利害関係者から提供された情報は全体として無視された上で、決定がなされることになる。*European Communities—Salmon*事件におけるパネルも同様に、AD協定第6.8条をAD協定第二付属書の第1項に照らして解釈し、「『必要な情報』とは、利害関係者が保有している情報であって、決定のために調査当局によって要求されるものをいう⁵⁶⁾」としている。

*Korea—Certain Paper*事件におけるパネルは、調査当局が要求した情報の他、実際に提供された情報を検証するための情報をも「必要な」情報であると判断した。本件に関する事実として、以下のことが重要である。輸出者であるインドネシア企業2社の国内販売の特定の部分は、CMIという関連企業を通じて行なわれていた。CMIは輸出を行なっておらず、手続における利害関係者でもなかった。しかし韓国の調査当局はこれらの輸出者から提供された「正常の価格」に関するデータの正確性を検証するためには、CMIの財務諸表が必要であると考えた。これらの輸出者とCMIはそれぞれの国内販売に関するデータを提供したにもかかわらず、結局CMIの財務諸表は提供されなかったことから、調査当局はそれらのデータを全く考慮しなかった。本件パネルはこのような韓国調査当局のアプローチを支持した。パネルによると、「KTC（韓国調査当局）がCMIの調査対象製品の国内販売価格を含め、その販売活動に関する情報を必要と考えたのは妥当であった。したがって、…CMIの財務諸表および会計記録は問題とされた調査のための『必要な情報』を構成する⁵⁷⁾」。

55) Panel Report, *Egypt—Definitive Anti-Dumping Measures on Steel Rebar from Turkey* (WT/DS211/R, 2002), para. 7.155.

56) Panel Report, *supra* note 51, para. 7.343.

57) Panel Report, *supra* note 54, para. 7.44.

以上の紛争事例におけるパネルは、情報の「必要性」に関する調査当局の一方的判断を尊重することによって、手続におけるそのかじ取り役としての役割を強調したように思える。ここで仮に、要求にしたがって提供した特定の情報を検証するための文書を求められた輸出者が、企業秘密の保護やその他の考慮のためにそれを提供することを拒み、代わりに自らの拠点における現地調査を通じてその情報の検証を望んだとする。このような場合、パネルの判断によると、その輸出者によって提供された情報はいかなる検証を経ることもなく無視されることになるだろう。このような情報の扱い方は、手続における利害関係者の役割を過小に評価することにつながるように思われる。

AD協定第6.8条はまた、調査当局がFAを利用するための条件として、利害関係者による調査への「著しい妨げ」をあげている。何が「著しい妨げ」に当たるかに関する判断は、事例ごとに、問題となる調査に関する状況を総合的にみてなされるであろうが、この点についての *Guatemala—Cement II* 事件におけるパネルの判断は興味深い。本件におけるパネルは、「いかなる犠牲を払ってでも利害関係者が協力することをAD協定は要求していない⁵⁸⁾」と述べ、現地調査団の中に相反する利害関係を持つ非政府専門家が含まれている⁵⁹⁾ことを理由として利害関係者が現地調査に協力しないことは、「著しい妨げ」にあたらないとした。そして、パネルは「利害関係者が調査当局に協力しない場合には、それらに（第6.8条の下で）特定の結果が生じるが…、そのような結果は調査当局自らが合理的、客観的、かつ公平に行動するときのみ生じる⁶⁰⁾」とした。この判断は、FAの利用のための条件を超えて、手続における調査当局と利害関係者の間の「協力」のあり方を一般的に示すものとして重要である。

(2) AD協定第二付属書の下での条件

AD協定第二付属書は、AD協定第6.8条が規定するそれぞれの条件下におい

58) Panel Report, *supra* note 26, para. 8.251.

59) グアテマラは調査対象者である輸出企業の Cruz Azul に検証のための現地調査団に含まれる3名の非政府専門家について明らかにしたが、この中にはメキシコから米国へのセメント輸入品に関する米国におけるAD手続において、米国産業界を代表する2名が含まれていた。 *Ibid.*, para. 8.247.

60) *Ibid.*, para. 8.251.

て、調査当局が利害関係者に対して、①調査の開始の後できる限り速やかに、要求する情報の詳細および情報を提供する際に従うべき方法の詳細を通知しており⁶¹⁾、②要求された情報を提供しないときにはFAに基づく決定が行われることを通知しており⁶²⁾、かつ③提供された情報が拒否された旨を通知し、拒否の理由に対して返答する機会を与えている⁶³⁾場合にのみ、FAを利用できるとしている。

ここで、調査の開始後に情報の要求自体を受けていない「知られていなかった」輸出者に関して、他者の提供した情報を含んだFAに基づいて決定を行うことができるかが問題となる。先に述べたように、AD協定上ダンピング防止税は「産品」に対して課されるため、「知られていなかった」輸出者に対しても、自ら提供したのではない情報に基づいて算定されたダンピングの価格差を超えない範囲で、課税額が決定されることとなる。このことと、要求される情報について通知を受けていない（したがって当然、それを提供しない場合にFAに基づいて決定がなされることの通知を受けていない）利害関係者に関する決定の際には、FAに依拠できないという規則との関係についてはどのように考えればよいだろうか。

この点で参考になるのが、先に紹介した、調査当局による利害関係者の特定義務の存在を認めた *Mexico—Anti-Dumping Measures on Beef and Rice* 事件におけるパネルの判断と、同事件における上級委員会の判断である。この事件におけるパネルは、まず、「調査当局が適切に利害関係者に対して通知を行わない場合には、これらの利害関係者に関して決定を行うためにFAを適用できない」としてAD協定第二付属書第1項の規則を確認した後、「当局によって知られていた、または合理的に知られることが可能であった (*could reasonably have been known*)」米国の輸出者もしくは生産者に関してダンピング・マージンを算定する際にFAを適用したことによって、メキシコはAD協定第6.8条および同第二付属書第1項に違反した（下線は筆者による）」と判断した⁶⁴⁾。他方、上級委員会は本件に

61) AD協定第二付属書第1項。

62) 同上。

63) 同上、第6項。

64) Panel Report, *supra* note 33, para. 7.200.

において、利害関係者の特定義務の存在は否定したうえで、「輸出者は、調査当局が輸出者の利益に不利になりうるFAに依拠する前に、要求される情報を提供する機会を与えられていなくてはならない（下線は筆者による）」と述べた。そして上級委員会は、「要求される情報について通知されていない輸出者に対して、調査開始の申請書に含まれるFAを利用する調査当局は、AD協定第二付属書第1項に違反し、したがって同第6.8条に違反する（下線は筆者による）」と結論した⁶⁵⁾。

上の上級委員会の判断は、一般に、利害関係者の利益にとって不利なFAと不利でないFAが存在することを前提としている。そして本件においては、国内生産者からの調査開始の申請書に含まれる情報が輸出者にとって不利なFAとされ、それに依拠したメキシコの調査当局による決定が上級委員会によってAD協定に違反するとされた。この判断にしたがえば、調査当局がある利害関係者に対してAD協定第二付属書第1項に規定される通知義務を果たしていない場合にも、その利害関係者にとって不利でないFAを利用してダンピングの価格差を算定し、課税額を決定しようということになるだろう⁶⁶⁾。それでは、調査当局が意図的にFAの中からある利害関係者にとって不利な情報を選択し、決定を行うことがAD協定上可能な場合があるであろうか。この問題については次節で検討する。

最後に、AD協定第二付属書第6項を解釈した *Argentina—Ceramic Tiles* 事件におけるパネルの判断によると、調査当局は利害関係者から提供された情報を拒否し、FAを利用して決定を行なうためには、その利害関係者に対して情報が拒否される理由を示し、妥当な期間内にさらなる説明を提供する機会を与え、さらに、公表される決定において証拠または情報の拒否の理由を示していなくてはならない⁶⁷⁾。後の *Korea—Certain Paper* 事件におけるパネルは、この要件を「調査当局に、

65) Appellate Body Report, *supra* note 38, para. 259.

66) しかし、どのような情報が利害関係者にとって「不利でない」かを判断するのは非常に困難である。例えば、同種の産品を輸出する者の中で、最も高いダンピングの価格差を認定された者に関する情報と、国内生産者が提出する申請書に含まれる情報のどちらかが、問題となっている輸出者にとって「不利でない」かは判断しがたい。P. C. Mavroidis, P. A. Messerlin, and J. M. Wauters, *supra* note 22, p. 225.

67) Panel Report, *Argentina—Definitive Anti-Dumping Measures on Import of Ceramic Floor Tiles from Italy* (WT/DS189/R, 2001), para. 6.50.

提供された情報を拒否する決定の再検討の機会を与える」ためのものとし、「利害関係者に情報を提供するための2度目の機会を与える」ためのものではないと判断した。本件におけるパネルは、提供された情報に瑕疵がある場合に、常に利害関係者にさらなる情報を提供する機会を与えるならば調査が永遠に継続しかねないとして、手続を迅速に遂行することに関する調査当局の利益を重視した⁶⁸⁾。

AD手続においては、原則として、ある利害関係者に関する決定は本人から提供された情報を考慮してなされなくてはならない。このことは以上で検討したAD協定第二付属書の中でも規定されている⁶⁹⁾。したがって、手続において調査当局に対して必要な情報を提供すること、または提供した情報の検証のために便宜を図るなど他の方法で手続に参加することは、利害関係者にとって自己の利益を防禦するために重要である。他方で、利害関係者にとって、手続に参加することは、特定の目的達成のためのプロセスにおける一主体としての協力義務の一部であるとも言える。本節で検討したように、協力を拒否する利害関係者に関してはFAの利用の結果、本人にとって不利な決定がなされうる。このような事態はAD協定第二付属書の第7項によっても容認されている。同項は、「…利害関係を有する者が協力しないために調査当局が関連情報を入手することができない場合には、この状態が当該利害関係を有する者が協力した場合よりも当該利害関係を有する者にとって不利な結果をもたらすことは、明らかである」と規定している。また、利害関係者の協力義務は情報を提供する際に、その解釈方法について説明することにも及ぶ。US—*Softwood Lumber V*事件のパネルは、輸出者は米国商務省がデータを処理する方法についてより積極的に説明することができたはずだとし、「(輸出者が) 本件に特有の事実に照らし、特定の方法によって米国商務省はデータを検討すべきだと主張し、もし米国商務省がそのデータを非合理的に分析していたならば…、われわれは米国がAD協定第2.4条に違反したと判断したかもしれない⁷⁰⁾」と述べた。このことは、利害関係者による説明義務の履行がパネ

68) Panel Report, *supra* note 54, para. 7.85.

69) AD協定第二付属書第3項は、「調査当局に提供された情報であって、検証が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供され、かつ、場合により、調査当局が要請した媒体又はプログラム言語によって提供されたすべての情報は、決定を行なう際に考慮すべきである…」と規定している。

ルの審査方法に影響を与えうることを示している点で、興味深い。

しかし、調査当局に対する利害関係者の協力義務にも限界がないわけではない。AD協定第二付属書第5項は「提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものでない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない⁷¹⁾(下線は筆者による)」としている。また、*US—Hot-Rolled Steel* 事件における上級委員会によると、同付属書の第2項⁷²⁾は、法の一般原則である「信義誠実の原則」を規定しており、調査当局が利害関係者に不合理な負担を課すことを禁止している⁷³⁾。手続における利害関係者は「自らの能力の範囲内で⁷⁴⁾」最善の努力を尽くすことによって、自ら提供した情報が考慮されることを確保できるということをこれらは示している。

それでは、利害関係者が協力義務を果たさない場合、調査当局はFAを利用して決定を行うことができるとして、「意図的に」当人に対して不利な結果をもたらすことがAD協定上可能であるかを次に検討する。

2 情報の選択に関するAD協定上の規律

第一に、AD協定の文言をみる。関連条文は、第6.8条と第二付属書第7項であるが、どちらにも非協力者に対して制裁的扱いを許容するような文言は含まれていない。後者は、二次的な情報源からの情報を参照することが、利害関係者にとって、協力した場合よりも不利な結果をもたらしうることを規定している。しかしこれは明らかなことを確認しているに過ぎない。

次に、実際の紛争事例におけるパネルおよび上級委員会の判断をみる。*US—Hot-Rolled Steel* 事件における上級委員会の判断の中で特に重要なのは、AD協定

70) Panel Report, *US—Final Dumping Determination on Softwood Lumber from Canada* (WT/DS264/R, 2004), para. 7.183.

71) AD協定第二付属書第5項。

72) 同項によると、調査当局は利害関係者に特定の媒体によって情報を提供するよう要求できるが、そのような要求が、それに従うことによって利害関係者に「不合理な追加の負担」を生じさせる場合には、その特定の媒体に「固執すべきではない」。

73) Appellate Body Report, *supra* note 54, para. 101.

74) *Ibid.*, para. 102.

第二付属書第7項にいう「協力」が定義され、協力者に対しては、要求された情報が提供されなかったという理由だけで、より不利な決定を行ってはいけなさとされたことである。本件において上級委員会はまず「同一の任務において、または同一の目的のために協働する（work together）こと」という「協力」の辞書的意味に言及した。そして、「この意味は、協力とは、当事者が共通の目的に向けて協働する手段としての連帯努力を伴う、過程（a *process*, involving joint effort, whereby parties work together towards a common goal）であることを示している。この点に関して、われわれは要求された情報が最終的に獲得されなかったとしても、当事者は高度に『協力』しうることに留意する。…したがって調査当局は、事実上、利害関係者がAD協定第二付属書第7項における意味で『協力』したならば、要求された情報が提供されないことのみを理由に、『より不利な』結果に至るべきではない（下線は筆者による）」と上級委員会は結論した。本件の事実関係の中で重視されたのは、米国商務省がある輸出者に対して要求した情報の不提供を理由により不利なFAを利用して決定を行ったが、ここで要求された情報とは、調査開始を申請した米国生産者が保有するものであったということである。上級委員会は、その輸出者による情報獲得のための努力を考慮した上で、FAを利用した米国商務省のAD協定第6.8条および第二付属書の違反を認めたパネルの判断を支持した⁷⁵⁾。このような上級委員会の判断は、AD協定第二付属書第7項に規定される「協力」を行わない利害関係者に関しては、意図的により不利な結果を導くFAを適用する根拠となりうる。

しかし、情報を提供しない利害関係者に対して、FAに基づいて算定されたダンピングの価格差のうち常に最も高いものを適用することを調査当局に義務づけるメキシコの立法が問題とされた*Mexico—Anti-Dumping Measures on Beef and Rice*事件における上級委員会の判断からは、FAの制裁の利用に対する慎重な姿勢がうかがえる。まず、本件におけるパネルは、「AD協定第6.8条の下でのFAの利用は…情報を提供しない当事者に対する罰として機能することを意図されていない」ことを確認した。パネルは次に、AD協定第二付属書の「第6.8条に規定

75) *Ibid.*, paras. 106-110.

する入手可能な最善の情報（下線は筆者による）」という題から、FAの利用には「比較評価（comparative evaluation）」が当然に伴うという原則を導き出した。そしてFAに含まれる情報間での「比較評価」を調査当局に許さない問題とされたメキシコの立法は、AD協定第6.8条および同第二付属書第1項、第3項、第5項、第7項に違反すると同パネルは結論した⁷⁶⁾。上級委員会は本件に関して、「AD協定第6.8条および同第二付属書を遵守するためには、FAのうち他により良いものがあるとはならない⁷⁷⁾」というパネルの判断を支持した。このような判断にしたがえば、事実上、非協力者に対する制裁的な情報の利用が認められる余地はかなり狭いのではないと思われる。しかし、何が利害関係者にとって「最善の」情報であるかの判断は一般的に困難であり、複雑な事実関係や専門的知識に照らしてなされなくてはならないことを考慮すると、この点に関する調査当局の裁量は少なからず認められるであろう⁷⁸⁾。

IV 結論

以上の検討から次のようなことが言える。

第一に、AD手続において情報とは、輸入加盟国の調査当局がある製品に対してダンピング防止税を課すことが公益実現の上で必要であるか否か、また、課税するとしてどの程度の税額にすることが最も公益に適っているかを判断するための貴重な資源である。したがって調査当局は可能な限り広い範囲の利害関係者からこれを要求しなくてはならない⁷⁹⁾。そして提供された情報については、特定の状況においては、その提供源に関わらず、これを用いることができる。しかしこのためには自らが合理的、客観的、かつ公平に行動してはならない。

次に、AD手続においては、情報の提供は利害関係者にとって自らの利益を防

76) Panel Report, *supra* note 33, para. 7.238.

77) *Ibid.*, para. 7.166, cited in Appellate Body Report, *supra* note 38, para. 289.

78) AD協定の下でのパネルの審査基準は、加盟国による事実の評価に関して、かなり緩やかであると言える。AD協定第17.6条は、「パネルは、問題に関する事実の評価に当たっては、当局による事実の認定が適切であったかなかったか及び当局による事実の評価が公平かつ客観的であったかなかったかについて決定する。当局による事実の認定が適切であり、かつ、当局の評価が公平かつ客観的であった場合には、パネルが異なった結論に達したときも、当該当局の評価が優先する」と規定する。

禦するための手段である以上に、協力義務の一部である。分化と組織化の進行した現代社会においては、国家が公益を実現するために必要な情報をすべて自ら生成・収集・理解して一つの決定に収斂させることが、常に可能なわけでも望ましいわけでもない⁸⁰⁾。さらに利害関係者は、情報提供の義務だけではなく、自らの提供する情報がどのように解釈されるべきか説明する義務や情報の検証のために便宜を提供する義務をも負っている。これらが履行されない場合には、その利害関係者にとって不利な決定が調査当局によってなされうる。しかし、これらの義務にも限界がないわけではない。その限界は情報の入手可能性や調査当局の行為の合理性、客観性、または公平性といった要素との関係で決定されるだろう。そして近年の上級委員会の判断によると、情報を提供しない利害関係者に対してもFAに基づく決定は慎重になされなくてはならず、必ずしもFAの中から当人にとって不利な情報を選択できるとは限らない。FAに含まれる情報の間で適切な比較考量がなされることを確保することで、「協働のリスク」、つまり公益と申請者である国内生産者の私益との当然の同一化、は少なからず回避されるのではないかと思われる。

以上のことは、「知られていなかった」輸出者に対するダンピング防止税額の

79) この点、ECによるAD協定の履行方法に関しては近年、興味深い発展が見られる。ECダンピング防止税基本規則第6条7項、第21条1項、および同2項は、AD手続において関係当事者として認められるべき主体を定義し、それらが手続に参加できる条件を規定している。これらの規定は消費者団体が手続において通告をし、他の関係当事者から提供されるすべての情報を閲覧し、そして情報を提供する権利を認めている。BEUC II事件で、原告である欧州諸国の消費者団体を代表するBEUCは、中国等からの未漂白綿生地に対するAD手続において、関係当事者として欧州委員会に通告をし、申請書の写し、および他の関係当事者からの情報の提供を要求した。しかし、欧州委員会は未漂白綿生地が広く小売段階で流通している産品であるとはみなすことができないという理由で、BEUCからのこの要求を拒否し、このことが欧州第一審裁判所において問題とされた。欧州第一審裁判所はもしダンピング防止税が加工品の価格、または入手可能な製品の範囲に影響を与えるならば、それらの点に関する消費者団体の意見は当局によって有益でありうると判断し、欧州委員会の決定を違法とした。調査対象産品との客観的つながりによって関係当事者を画定してきた欧州委員会の慣行はこの判決によって修正を余儀なくされると思われる。この判決によれば、調査が輸入原料に関するものであっても、それから製造される様々な製品の消費者の団体は、関係当事者として情報を提供し、自らの利害を手続において表明できることになる。Case T-256/97, *Bureau Européen des Unions de Consommateurs (BEUC) v. Commission* [2000] ECR II-101.

80) 山本、前掲(注4)、534頁。

決定という実務上も困難とされている問題を考える上で重要である。「知られていなかった」輸出者は情報の要請を受けず、自ら積極的に情報を提供しなかったという意味で、手続における参加者ではない。しかし「知られていなかった」輸出者が調査当局によって合理的に知られることのできる範囲にあった場合には、FAの適用を受けるとしても、情報を提供していないことをもって非協力者として常に不利な決定を受けるべきではない。協力とは双方向のプロセス (two-way process) であり、この場合、調査当局は情報を要求しなかったことから生じるコスト (FAの中から「最善の」情報を選択するコスト) を負うべきであると考えられる。